

平成十四年厚生労働省令第八十九号

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法
施行規則

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律
第七十号）第七条第一項及び第二項の規定に基づ
き、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法
施行規則を次のように定める。

第一条 削除

（牛の特定部位）

**第二条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四
年法律第七十号。以下「法」という。）第七条**

第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛
の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メー
トルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月
を超える牛（出生の年月日から起算して三十月
を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭
部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髓
とする。

（牛の特定部位の焼却義務の例外）

第三条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める

場合は、次のとおりとする。

一 法第七条第一項の規定による都道府県知事
(保健所を設置する市にあっては、市長。次
号において同じ。)の行う検査の用に供する
場合

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安
全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法
律第百四十五号）に規定する医薬品、医療機
器及び再生医療等製品の試験検査の用に供す
るものとして都道府県知事が認めた場合

三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百
六十六号）第五十一条第一項の規定による家
畜防疫官又は家畜防疫員の行う検査の用に供
する場合

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十四年
七月四日）から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年十月十七日までの間ににおける
第二条の規定の適用については、同条中「頭部
(舌及び頬肉を除く。)」とあるのは、「脳、眼」
とする。

附 則 （平成一五年三月一四日厚生労働

省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 （平成一六年七月九日厚生労働省
令第一一二号）抄**

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あ
つせん業取締法の一部を改正する法律（以下
「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四
月一日）から施行する。

**附 則 （平成一七年七月一日厚生労働省
令第一一〇号）**

この省令は、平成十七年八月一日から施行す
る。

**附 則 （平成二五年二月一日厚生労働省
令第八号）**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行
する。

**附 則 （平成二五年六月三日厚生労働省
令第七七号）**

この省令は、平成二十五年七月一日から施行
する。

**附 則 （平成二六年七月三〇日厚生労働
省令第八七号）抄**

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する
法律（以下「改正法」という。）の施行の日
(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

**附 則 （平成二七年三月二七日厚生労働
省令第五〇号）抄**

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 （平成二九年一月一三日厚生労働
省令第七号）**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行
する。